

第3回道営電気事業のあり方検討委員会（第7回会議）議事概要

1 日時

平成27年7月28日（火）13:27～14:35

2 場所

「かでの2.7」10階 1040会議室

3 出席者

【委員】

北委員長、庄司委員、菅原委員、瀬戸委員、谷本委員、矢島委員（欠席：佐藤委員）

【事務局】

下出公営企業管理者、田邊企業局長、小林次長、藤永発電課長、根本発電課参事ほか

4 開催結果（概要）

- (1) 各委員に依頼していた「検討委員会の審議に向けた各委員の参考意見」について、各委員から説明した。（欠席委員分については、事務局から説明。）

【主な内容】

（庄司委員）

- ・ 存続の必要性は、効率的な事業運営が今後も継続してなされることを前提として、必要性はある。
- ・ 今後推進されていく電力の地産地消には、地方公共団体が主体となり実施する電気事業が合致すると考える。
- ・ 果たすべき役割は、電力の安定供給と地球温暖化対策。東日本大震災を契機とする原子力発電への信頼性の低下に伴い、電力の安定供給源として再生可能エネルギーへの比重が高まる。再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであり地球温暖化対策に大いに資する。
- ・ その他の意見としては、水力発電施設の時価評価は、前提条件やデータによって評価結果が大きく変わるので、データ等の利用に際しては慎重に判断することが必要。
効率的な事業運営については、最大限効率的な事業運営を今後も継続して行っていくことが前提条件。
結論の見直しについては、経営環境の不確定要素が多いことから、環境に大きな変化があった場合はそれに応じて結論を見直す必要あり。

（菅原委員）

- ・ 存続の必要性は、当面の間存続させる。
- ・ 理由は、FITにより収益構造が改善されていることから、この有利な状況下において民間譲渡やコンセッション方式等の活用を具体的に検討するべき。その際、道民にとって有利な条件を付ける。
- ・ 果たすべき役割は、売却益を活用し、次世代のエネルギー社会構築を目指すファンドを組成し、例えば、再生可能エネルギーを活用した水素社会などの普及拡大に向けた取組、支援を行う。その運営は、現行の法律上問題がなければ道営電気事業が担当、問題があるなら運営方法を考える。

(瀬戸委員)

- 税金で造ったダムのごく一部を使って、民間事業者が高い値段で道民や企業に負担を強いる形で売電するのは税金のフリーライダーであり、企業局が健全に運営されているということが最も道民と企業と北海道全体にとってプラスだと確信。
- (道の水力発電は) そもそも出力のコントロールは放水に依存していることから、電力を販売することを目的とした発電ではない。それをその他の電力事業者、特に民間事業の一環として考えることに断固反対する。

(谷本委員)

- 東日本大震災の原発事故以来電力供給の環境が見通せない時代になってきており、再生エネルギーの重要性はますます増大していくと考えられる。このような時代の背景から公営企業としてやっていく必要性は十分ある。
- 電気事業の果たす役割は、経営のスリム化は当たり前であるが、先が見通せない時代であることから、どのような時代になっても対応可能なようにしておくべき。
道民に負担を求めていることから、一定の額については、地域社会への貢献や誘導策などを検討すべき。

(矢島委員)

- 存続の必要性については、現状においては今の経営形態を変える理由は何もないが、将来については様々な不確定要素が多いことから、いろんな選択肢がありうる。
- 理由は、原発が全部停止という状況の中で、水力発電の特性が今非常に有効に働いていることから、これを最大限に生かしていくことが道民の利益につながる。
北海道のエネルギーをどうするかという中長期的なビジョンの中で、道と民間との役割の分担あるいは連携ということが整理されてはじめてこの問題について整理できると思われる。
- 果たすべき役割は、エネルギーの地産地消。自然エネルギーの導入を通して、その地域への貢献と、さらに持続可能な循環型の社会経済システムの構築と、その一翼を担うこと。
- その他として、北海道には道条例108号があって、この中で脱原発を謳っている。これとの関係において、道営電気事業についても考えていく必要がある。
原発が止まっている今こそ、こういう問題について道民が議論をする大きなチャンスであるが、現実には道民的なコンセンサスを得るような、議論を作る場がない。
必要なのはそういう問題を話し合う場であり、幅広い議論の中で道営電気事業もその一つとして位置付けていく。単なる経営問題として切り離して検討することはできない。

(事務局(佐藤委員))

- 存続の必要性については、存続に値する事業の意義、役割が認められる。
- その理由は、公益性の維持継続。電気事業の公益性は将来にわたって変わらない。
公共性については、北海道としての行政政策、一般行政部門の役割を展開する一事業者として、担い手の面から行政政策を支える役割も公共性に含めて考えられる。
- 果たすべき役割は、再生可能エネルギーの供給の担い手、地球温暖化対策に資すること。
電気事業と工業用水道事業との一体的な展開による企業局としての成長、発展。
行財政改革における人材供給として、民間的経営手法に精通した職員を育成、輩出し得る企業局が将来の行財政改革の担い手の供給源となる可能性を秘めている。
- その他の意見として、公営電気事業の民間譲渡は、行政のスリム化の観点からは行政改革の

好事例であるが、公営電気事業は行政的側面とともに経営的側面を有しており、経営的側面からの民間譲渡の評価は明らかではない。

電気事業を安定的、持続的とともに環境への配慮などを合わせて考えた場合、公営企業でも民間企業と同等の経営効率化を進めた上で民間企業並みのパフォーマンスをあげられるならば存続は認められて良いと思われる。

一般的には公営企業に比較すれば民間企業による経営の方が合理的と言えるが、ガバナンスなどの点も含めて考えれば常に民間企業が優れているとも断定できない。

北海道の場合は、地理的にも公営電気事業の歴史的な成り立ちの点でも、全国の公営電気事業と同じとは言えない点があると思われる。

(北委員長)

- 存続の必要性はありと思っている。
- 理由は、公共性、公益性の継続性の観点から、道営電気事業は電力の安定供給を一つの役割としてきたが、一方で、利水、治水行政にも密接に関係している。さらに、温暖化防止と環境政策、地域振興策にも密接に関係してきている事業。営利優先の民間へ譲渡した場合、公共的公益的な役割を継続しながら事業を展開されるかが不明確。

電源としての価値の観点から、水力発電所を他の電源と比較すると、耐用年数が長く、初期投資は大きい燃料を必要としないことから、長期に安定した電力供給が可能。

機器の応答速度が速く出力の制御が可能である貯水池や調整池式発電所は電力の需給調整、電力系統全体の安定化に大きく貢献。

水力発電の特性は、風力、太陽光発電等の大量導入に際し調整力の役割も期待でき、系統安定化を通じてエネルギー安全保障、地球温暖化対策等の貢献が一層大きくなると予想される。

電力システム改革との整合性の観点から、小売りの全面自由化により道営電気事業が発電事業者に位置づけされた場合、水力発電は比較的制御しやすく計画どおりに発電が可能ことから、風力や太陽光と比べ優位性があると考えられ、水力発電から電力を購入するニーズが増えると思われる。

環境に優しい電源であり、環境の価値も考えると、消費者が水力発電の電力を求める可能性が非常に高いと思われる。

道有施設への直接の電力供給や道自らが新電力になって地域への電力供給など、地元への貢献度をさらに高めるような多様な選択肢が考えられる。

(2) 道営電気事業の必要性及びあり方について、追加または補足としての意見交換を行った。

【主な質疑等】

(矢島委員)

- 仮に、民間に電気事業を譲渡した場合に、利水、治水に具体的にどのような影響が考えられるのか。過去に実際に民間と譲渡の協議を行ったが、その過程においてこの問題が協議の大きなポイントになったのか。

(瀬戸委員)

- ダムを使った水力発電には、川を堰き止めるダムと人工湖に水を溜める揚水型発電の二種類ある。道営は前者で、発電目的には造られていない。雪解け水が発生すると発電を上回る水を放水する。夏になると濁水気味になるのでかんがいのための時間帯に計画的に放水する。発電もそれに同期するので、何かの需要で電力が欲しくてもそれ以上は発電できない場合もある。すべてはまず、ダムの後方地域における農事用のかんがいと浄水場への供給が主であり、発電は事後的なこと。

(田邊局長)

- 一回目の委員会の際に民間譲渡の話が出て、三社と協議を行ったが、利水、治水への影響のような話に至るまで進まなかった。具体的な条件をどうするかというところは、その時点の協議ではしなかったと伺っている。

(瀬戸委員)

- もう一つ。かんがい用水の需要に応じて段階的に放水を行うときに発電をしていたら、その電力のみを使って何かをしている人たちがいた場合に、重大な悪影響が出る。放水にあわせて発電する電力の場合は、より大きな市場、電力ネットワーク（例えば北電の供給源）に入れることで供給が安定化する。

(矢島委員)

- 治水利水に様々な配慮をして発電しているが、今、道がやっていることを、民間事業者ではできないということではないと考える。仮に譲渡した場合、契約条件の中にそれが入ってくる。譲渡をするべきだという意見ではない。できるかできないかの話。

(瀬戸委員)

- 提案であるが、道の企業局に、小学生に対するダムや水力発電の見学コースを常設的に開設すること。これをもし民間営利事業者が行うと、いろいろ問題があるが、公共企業体であれば道民に対する周知はそもそも仕事の一環である。

(矢島委員)

- 道の財政問題について議論の必要性はないか。

(北委員長)

- 今までの話の中で、どのくらい収益が上がるか、民間に譲渡するとすればどのくらいの価値が見込めるかというような議論はあったと思う。収益について、どのように道民に還元していくか、いかに再生可能エネルギーの普及拡大につなげていくか、道の財政改善にそれを還元していくかなど。

(3) まとめ

【主な内容】

(北委員長)

- 意見も出尽くしたようなので、まとめに入る。
- 道営電気事業は、この委員会としては、存続の必要性はあると結論づける方向とする。
- 理由としては、公益的公共的役割を重視した場合に民間譲渡ではそれが担保されない可能性がある。道の政策の一環として（再生可能エネルギーの普及拡大を）位置付けるのであれば、民間に譲渡すべきではない。
- 今後の事業経営という観点で、電力システム改革や再生可能エネルギーへの国の政策等が、不確定な状況であることから、平成32年度以降に、その時点の状況を踏まえて、今後どうあるべきかについて、また検討する必要がある。
- 基本的にはこの方向に沿って、これまでの意見、議論を踏まえて委員会の中間報告書を作成したい。たたき台の作成については私にご一任いただきたい。（各委員了解）
- 次回の委員会でそのたたき台を提示し、意見をいただく。（各委員了解）
- 次回の委員会は、各委員の日程を確認し決定する。